

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 3 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 1 号

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市ルールマップ自然公園ふれらんど条例施行規則（平成 2 3 年規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条（略） （有料公園施設の<u>使用に係る承認</u>） 第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による承認を受けようとする者(以下「利用申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 市民農園以外の有料公園施設を利用する場合 有料公園施設利用承認申請書(様式第 1 号) (2) (略) 2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、利用を承認するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号で定	第 1 条～第 3 条（略） （有料公園施設の<u>利用に係る申請及び承認等</u>） 第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による承認を受けようとする者(以下「利用申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、盤尻パークゴルフ場を個人で利用する場合にあっては、職員に口頭で申入れするものとする。</u> (1) 市民農園及び盤尻パークゴルフ場以外の有料公園施設を利用する場合 有料公園施設利用承認申請書(様式第 1 号) (2) (略) (3) <u>盤尻パークゴルフ場を貸切使用する場合 盤尻パークゴルフ場貸切利用承認申請書(様式第 3 号)</u> 2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、利用を承認するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号で定

現行	改正案
める承認書により利用申請者に通知しなければならない。 (1) 市民農園 _____ 以外の 有料公園施設の利用を承認する場合 有料 公園施設利用承認書(様式第 3 号) (2) 市民農園の利用を承認する場合 市民農 園利用承認書(様式第 4 号) 3 <u>有料公園施設の利用の承認を受けた者は、あ らかじめ条例第 7 条の使用料を納付しなけれ ばならない。ただし、市長が特別な理由がある と認める場合は、この限りでない。</u> 4 <u>前項本文の規定により使用料の納付があった 場合は、市長は、利用申請者に利用券を交付す るものとする。</u> 5 <u>前項の利用券に関し必要な事項は、市長が別 に定める。</u>	める承認書により利用申請者に通知しなければならない。 (1) 市民農園及び盤尻パークゴルフ場以外の 有料公園施設の利用を承認する場合 有料 公園施設利用承認書(様式第 4 号) (2) 市民農園の利用を承認する場合 市民農 園利用承認書(様式第 5 号) (3) <u>盤尻パークゴルフ場の貸切利用を承認す る場合 盤尻パークゴルフ場貸切利用承認 書兼領収書(様式第 6 号。以下「貸切承認書 兼領収書」という。)(第 6 項の規定により 後納する場合にあっては、盤尻パークゴルフ 場貸切利用承認書(様式第 7 号。以下「貸切 承認書」という。))及び使用料後納申請請求書 (様式第 8 号。以下「後納請求書」という。))</u> 3 <u>盤尻パークゴルフ場における貸切利用以外の 使用料は、盤尻パークゴルフ場利用券(様式第 9 号。以下「利用券」という。))又は盤尻パークゴ ルフ場回数券(様式第 10 号。以下「回数券」と いう。))により、盤尻パークゴルフ場におけるパ ークゴルフ用具の使用料は、パークゴルフ用具 利用券(様式第 11 号)により納付しなければな らない。</u> 4 <u>市長は、前項の規定により利用券又は回数券 の提出を受けたときは、利用券又は回数券の半 券を提出した者に交付し、利用を承認するもの とする。</u> 5 <u>盤尻パークゴルフ場を利用している間におい て、貸切承認書兼領収書又は貸切承認書の交付 を受けた者(以下「貸切利用者」という。))にあ っては当該承認書を、個人で利用する者にあっ ては利用券又は回数券の半券を保持し、施設を 管理する職員から求めがあったときは、これら を提示しなければならない。</u> 6 <u>条例第 7 条第 1 項ただし書の規定により、使 用料を後納できる者は、国、地方公共団体及び 相当の理由があると認められる者とする。</u>

現行	改正案
(条例第 5 条の許可の手続) 第 5 条 (略) (条例第 9 条第 1 項の承認手続) 第 6 条 (略) (使用料の減額又は免除) 第 7 条 (略) 2 使用料の減額又は免除は、恵庭市体育施設条例施行規則(平成 17 年教委規則第 8 号)第 9 条	(盤尻パークゴルフ場の貸切利用承認に係る取消し又は変更) 第 5 条 貸切利用者は、承認された内容を取り消し、又は変更しようとするときは、利用を開始する前までに市長に承認書を返還し、又はその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受ける場合においては、前条の規定を準用する。 (盤尻パークゴルフ場を貸切利用する場合の人数等) 第 6 条 条例別表 3 の盤尻パークゴルフ場を貸切利用する場合の同表の規則で定める人数については、次に掲げるところによる。 (1) 市内在住者を対象とする大会等で、午前又は午後に利用する場合 120 人以上 (2) 市内在住者及び市内在住者でないもの又は市内在住者でないもののみを対象とする広域的な大会等で、午前又は午後に利用する場合 200 人以上 (3) 大会等の種類及び対象となる者にかかわらず、全日利用する場合 300 人以上 2 前項の午前、午後及び全日の時間区分は、次に掲げるとおりとする。 (1) 午前 午前 8 時から正午まで (2) 午後 午後 1 時から午後 5 時まで (3) 全日 午前 8 時から午後 5 時まで (条例第 5 条の許可の手続) 第 7 条 (略) (条例第 9 条第 1 項の承認手続) 第 8 条 (略) (使用料の減額又は免除) 第 9 条 (略) 2 使用料の減額又は免除は、恵庭市体育施設条例施行規則(平成 28 年規則第 3 号)第 9 条

現行	改正案																																																						
第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うことができる。	第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うことができる。																																																						
(使用料の還付)	(使用料の還付)																																																						
第8条 条例第7条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第5号)及び第4条第2項の承認書を市長に提出しなければならない。	第10条 条例第7条第3項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第12号)及び第4条第2項の承認書を市長に提出しなければならない。																																																						
2・3 (略)	2・3 (略)																																																						
(駐車場)	(駐車場)																																																						
第9条 (略)	第11条 (略)																																																						
(指定管理者による管理を行わせる場合)	(指定管理者による管理を行わせる場合)																																																						
第10条 指定管理者による管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。	第12条 指定管理者による管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの規則の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。																																																						
<table><tr><td>第3条の表、第4条、<u>第8条第1項</u>及び<u>第9条第2項</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>第5条第1項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第5条第2項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第7条第1項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第8条第1項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td></td><td>使用料還付申請書(様式第5号)</td><td>使用料還付申請書(様式第5号)を基準として指定管理者が定める申請書</td></tr><tr><td><u>第9条第3項第1号</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第9条第4項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	第3条の表、第4条、 <u>第8条第1項</u> 及び <u>第9条第2項</u>	(略)	(略)	(略)			<u>第5条第1項</u>	(略)		<u>第5条第2項</u>	(略)		<u>第7条第1項</u>	(略)		<u>第8条第1項</u>	(略)			使用料還付申請書(様式第5号)	使用料還付申請書(様式第5号)を基準として指定管理者が定める申請書	<u>第9条第3項第1号</u>	(略)		<u>第9条第4項</u>	(略)		<table><tr><td>第3条の表、第4条、<u>第10条第1項</u>及び<u>第11条第2項</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>第7条第1項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第7条第2項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第9条第1項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第10条第1項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td></td><td>使用料還付申請書(様式第12号)</td><td>使用料還付申請書(様式第12号)を基準として指定管理者が定める申請書</td></tr><tr><td><u>第11条第3項第1号</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>第11条第4項</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	第3条の表、第4条、 <u>第10条第1項</u> 及び <u>第11条第2項</u>	(略)	(略)	(略)			<u>第7条第1項</u>	(略)		<u>第7条第2項</u>	(略)		<u>第9条第1項</u>	(略)		<u>第10条第1項</u>	(略)			使用料還付申請書(様式第12号)	使用料還付申請書(様式第12号)を基準として指定管理者が定める申請書	<u>第11条第3項第1号</u>	(略)		<u>第11条第4項</u>	(略)	
第3条の表、第4条、 <u>第8条第1項</u> 及び <u>第9条第2項</u>	(略)	(略)																																																					
(略)																																																							
<u>第5条第1項</u>	(略)																																																						
<u>第5条第2項</u>	(略)																																																						
<u>第7条第1項</u>	(略)																																																						
<u>第8条第1項</u>	(略)																																																						
	使用料還付申請書(様式第5号)	使用料還付申請書(様式第5号)を基準として指定管理者が定める申請書																																																					
<u>第9条第3項第1号</u>	(略)																																																						
<u>第9条第4項</u>	(略)																																																						
第3条の表、第4条、 <u>第10条第1項</u> 及び <u>第11条第2項</u>	(略)	(略)																																																					
(略)																																																							
<u>第7条第1項</u>	(略)																																																						
<u>第7条第2項</u>	(略)																																																						
<u>第9条第1項</u>	(略)																																																						
<u>第10条第1項</u>	(略)																																																						
	使用料還付申請書(様式第12号)	使用料還付申請書(様式第12号)を基準として指定管理者が定める申請書																																																					
<u>第11条第3項第1号</u>	(略)																																																						
<u>第11条第4項</u>	(略)																																																						

現行

2 市長は、条例第 17 条第 5 項の規定による利用料金の減額若しくは免除又は還付に係る承認をするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定を勘案しなければならない。

(1) 利用料金の減額又は免除に係る承認を行う場合 第 7 条第 2 項

(3) 利用料金の還付に係る承認を行う場合 第 8 条第 2 項及び第 3 項

3 条例第 16 条第 2 項の規定による申請は、業務許可申請書(様式第 6 号)により行う。

(補則)

第 11 条 (略)

様式第 1 号・様式第 2 号 (略)

改正案

2 市長は、条例第 17 条第 5 項の規定による利用料金の減額若しくは免除又は還付に係る承認をするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定を勘案しなければならない。

(1) 利用料金の減額又は免除に係る承認を行う場合 第 9 条第 2 項

(3) 利用料金の還付に係る承認を行う場合 第 10 条第 2 項及び第 3 項

3 条例第 16 条第 2 項の規定による申請は、業務許可申請書(様式第 13 号)により行う。

(補則)

第 13 条 (略)

様式第 1 号・様式第 2 号 (略)

様式第 3 号(第 4 条関係)

様式第 3 号（個人用紙）

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

〇〇市〇〇区

改正案

【4】(問答) 趙樹理《中國文學史》, 北京: 人民文學出版社, 1982 年, 頁 131。(附錄 1111)

- 1 この規則は、恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例の一部を改正する条例（令和6年条例第22号）（以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、改正条例の公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正条例附則第2項の規定により条例の施行日前において行われる必要な準備行為は、この規則に規定する手続の例による。